

第3分科会

社会的養護における 子どもへの支援 ～里親による支援のあり方～

概要

社会的養護において家庭と同様の環境における養育が推進される中、今後一層重要な役割を担う里親について、現状や課題、支援のあり方、今後の展望等を考える。

コーディネーター

花島 伸行（はなしま のぶゆき）氏

弁護士法人青葉法律事務所パートナー弁護士
日本弁護士連合会 子どもの権利委員会幹事
仙台弁護士会 子どもの権利委員会 委員

略歴

昭和40年 東京都墨田区生まれ

平成 9年 弁護士登録（仙台弁護士会）

平成21年4月～平成22年3月 仙台弁護士会 副会長

平成22年4月～平成25年3月 仙台弁護士会 子どもの権利委員会 委員長



パネリスト

ト蔵 康行 (ぼくら やすゆき) 氏

みやぎ里親支援センターけやき センター長
 日本ファミリーホーム協議会 会長
 宮城県なごみの会 (里親会) 会長
 蔵王町要保護児童対策地域協議会 会長
 ファミリーホームざおうホーム 代表

**略歴**

昭和30年 東京都生まれ
 昭和61年 里親登録
 平成17年 専門里親登録
 宮城県ファミリーグループホーム「ざおうホーム」開設
 平成21年 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) に移行
 日本ファミリーホーム協議会会長
 平成23年 宮城県なごみの会会長
 平成29年 みやぎ里親支援センターけやきセンター長

著書等

『社会的養護を必要としている子どもたちの受入れ状況と課題』子育て支援と心理臨床vol.5 (福村出版)、『ファミリーホームの展望と課題』社会的養護とファミリーホームⅡ、『ファミリーホームあれこれ』社会的養護とファミリーホームⅢ、『ファミリーホーム制度化5年目を迎え』社会的養護とファミリーホームⅤ、『制度化7年、ファミリーホームの今』社会的養護とファミリーホームⅦ (福村出版)

パネリスト

小林 純子 (こばやし じゅんこ) 氏

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事
宮城県 青少年問題協議会委員、人権教育指導者養成事業 企画推進委員
子ども・子育て会議委員
仙台市 子ども・子育て会議 副委員長
東北福祉大学非常勤講師
災害子ども支援ネットワークみやぎ代表世話人



略歴

昭和25年 秋田県秋田市生まれ
平成 7年 エンゼルプランを考える会結成
平成10年 米国デラウェア大学NPO研修に参加
平成10年 特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク設立
平成13年 特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ設立
平成15年 特定非営利活動法人せんだいファミリーサポート・ネットワーク設立
平成16年～平成23年 「仙台市子育てふれあいプラザのびすく仙台」 仙台市内4児童館運営
平成22年～平成28年 公益財団法人せんだい男女共同参画財団評議員及び理事
平成28年 チャイルドラインみやぎと（一社）パーソナルサポートセンターが共同体を結成し、「仙台市養護施設等入所児童就業支援・アフターケア事業」を受託、養護施設での子どもを対象とした研修や職場体験、就業支援、退所者のアフターケア等を実施。平成29年、宮城県の「社会的養護自立支援事業」を受託

著書等

【編著】

『子どもとともに～東日本大震災被災地子ども支援NPO三年の歩みと未来への提言～』（特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ2014年）

【論文・寄稿等】

季刊子どもの権利条約NO7『子どもが信頼し選べる電話相談をめざして』（エイデル研究所2000年）、『震災と子どもの権利を考える』大震災と子どもの貧困白書（かもがわ出版2012年）、『被災地の子どもたちに向き合う』東日本大震災と社会教育（国土社2012年）、『子どものための復興支援を考える被災者と支援者の協働のありかたと今後』保健の科学（杏林書院2013年）、『子どもを守るための地域での備え』『災害時のボランティアの心得』災害時おける子どものこころのケア（特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター 2013年）

パネリスト

地主 和宏（じぬし かずひろ）氏

社会福祉法人仙台キリスト教育児院 丘の家乳幼児ホーム
里親支援専門相談員

略歴

昭和42年 仙台市生まれ

平成4年 仙台乳児院（現 丘の家乳幼児ホーム）入職（保育士）

平成26年4月～ 現職



パネリスト

村上 恵美子（むらかみ えみこ）氏

主婦（養育里親）

略歴

昭和42年 岩手県陸前高田市生まれ

平成25年 養育里親登録

平成27年4月～ 当時12才の女兒2名が委託になる



花島 伸行氏 資料

第3分科会資料

作成:花島伸行

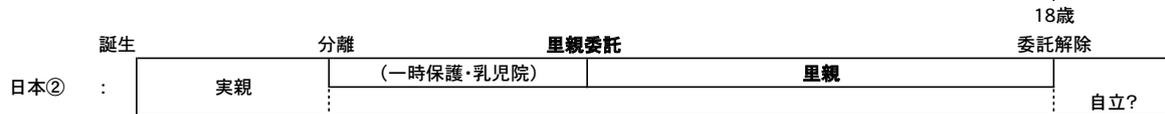
里親委託と社会的養護



★アメリカ合衆国は、1997年連邦法(養子縁組と安全な家族に関する法律 Adoption and Safe Families Act)により、再統合支援期間(永続的処遇決定までの期間)を親子分離から12か月と定めた(18か月から短縮)。里親委託(フォスター・ケア)の長期化を防止するため、と説明される。再統合ができず親権終了の判決が出ると実親との法的関係は断絶され、州の後見のもと、養子縁組手続きが進められる。

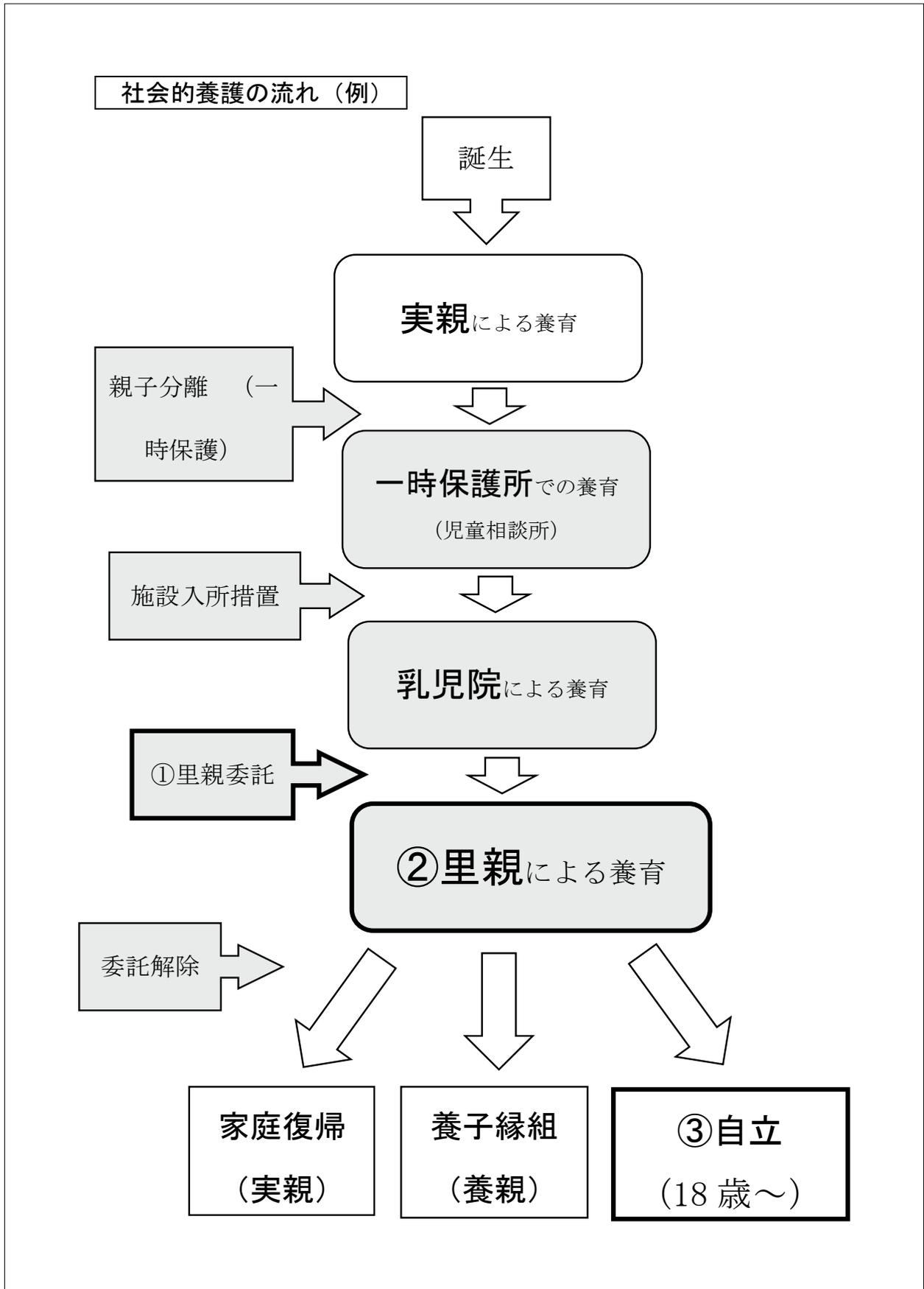


★日本の特別養子縁組制度は、家庭裁判所の審判によって実親子関係を終了させると同時に、原則として離縁できない特別な養親子関係(安定した親子関係)を創設するというものである。分離後、実親との面会交流がなく、家庭復帰の見込みがない子(6歳未満)に適すると説明され、現在、法制審議会では、年齢要件の引上げや、審判手続における養親となる者の負担軽減策が検討されている。



★実親による児童虐待等により親子分離された児童は、親子再統合支援が奏功するまでの期間、児相による一時保護を経て、年齢に応じた施設入所措置または里親委託されるが、施設間または施設から里親への変更もなされる(2017年8月に発表された「新しい社会的養育ビジョン」の目標では、3歳未満児の里親委託率を概ね5年以内に75%以上とされる。乳幼児における家庭養育原則の徹底)。里親委託等が実親(親権者)の意に反する場合は、家庭裁判所の承認が必要とされる(児童福祉法28条)。ただし、里親による養育期間中も親権者は実親のままである。両者の調整について児童福祉法は、里親は「受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。」(47条3項)とし、親権者らはその「措置を不当に妨げてはならない。」(同条4項)と規定している。なお、里親等の養育指針においては「一定のルールのもとで、実親との面会、外出、一時帰宅などの交流を積極的に行う。実親とのかかわりが、子どもの生活や福祉、里親等とその家族の生活を脅かす場合に限り、交流が制限される」とされているが、施設養護と比べて交流の実例は少ない。原則として18歳で里親委託は解除されるため(例外的に委託延長あり)、多くの子どもは社会的養護から離れ自立を余儀なくされる。

	誕生	(親権喪失)	18歳 委託解除
日本③	実親	里親 児童相談所長(後見人選任まで)	自立
<p>★里親委託後,実親について家裁が親権喪失・停止の審判をすると,子どもについて親権を行う者が存在しなくなるため,以後,未成年後見人が選任されるまでは,児童相談所長が親権を行う(児福法47条2項)。ただし,未成年後見人の選任は,財産管理等が必要とされるケースに限られる。</p>			
	誕生	死亡	委託解除
日本④	実親	里親 後見人 後見人選任	自立
<p>★実親が死亡し,親族による養育も受けられない児童も,社会的養護(施設入所措置,里親委託)において養育される。ただし,児童に扶養義務を負う祖父母や兄弟姉妹が親族里親として受託する例もある(東日本大震災で実親を失った児童について活用されている。おじ・おばは養育里親となる。)。里親は,財産管理権がないため,ケースの必要に応じて,未成年後見人が選任される(東日本大震災後,子どもへの義援金等を管理する必要から親族里親自身が未成年後見人に選任されたケースも見られたが,親族後見人の高齢化等により,弁護士等の専門職後見人とともに複数の後見人が権限を分掌するケースが増えており,専門職が単独で選任されるケースもある。)。民法改正(2022年4月施行)により成年年齢も18歳に下がったため,未成年後見は18歳で終了する(社会的養護と異なり,延長措置等はない。)</p>			
	誕生	死亡	養子縁組
日本⑤	実親	里親 後見人 後見人選任	養親 18歳(成年)
<p>★里親が里子(通常18歳未満なので未成年者)と養子縁組したい場合,里子が15歳未満だと里子本人に代わって法定代理人(通常は親権者たる実親)が縁組を承諾(代諾)する必要があるが,実親が死亡していると,実親に代わる法定代理人(未成年後見人を選任)が代諾したうえで,家裁の許可をとることになる。里子が15歳以上であれば,代諾は不要であり,家庭裁判所の許可を得るだけで縁組ができる。養親になった里親は委託を解除されて,法律上の親子となる(親権を行う養親の登場によって未成年後見人の任務も終了となり,養親に財産を引き渡す。なお,実親が存命であれば,実親との親子関係は残るが,実親の親権は消滅し,養親が親権者となる。)</p>			



小林 純子氏 資料

子どもの虐待防止推進全国フォーラムinみやぎ
分科会資料

子どもがかける電話「チャイルドライン」
仙台市児童養護施設等入所児童就業支援・アフターケア事業
宮城県 社会的養護自立支援事業

を通して見た子どもたちの現状

特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ
小林純子

1

チャイルドラインみやぎの成り立ちと活動

チャイルドラインとは

- 1986年、イギリスで、子どもへの虐待を防止するためにできた。
- 日本の子どもたちのいじめや自殺などが問題になっていった頃、1998年東京世田谷で始まった。
- 宮城県では2002年にはじまった。
- 年間の発信数は約50万件 着信数は20万件

子どもがかける電話
なんでもはなせる
お金がかからない

チャイルドラインの約束

- ひみつはまもる
- なまははわななくいい
- どんなことでもいっしょにかんがえる
- きりたいたきはきっていい



2

今、日本の子どもたちは

※は文部科学省「児童虐待の発生状況等に関する調査」より

暴力行為(※)	H28年度 59,444件(小22,841、中30,148、高6,455件) 1000人当たりの発生件数 4.4件
いじめ(※)	H28年度 認知件数 323,143件(1日885件) (H27年度225,132件) 1000人当たりの認知件数 23.8件 (H27年度 16.5件)
不登校(小・中学校)(※)	H28年度 206,293人(全児童数の2.1%) (うち養育42,813人、経済的理由29人)
自殺	H28年度 19歳以下の自殺者数 567人 総数21,321人の3%
虐待死	H28年度 虐待死67例77人(およそ4日にひとり) うち心中18例28人 死亡年齢0歳32人 65.3% うち0か月16人50% 0歳7年 72例84人 心中24例32人
虐待相談件数	H29年度(速報値) 133,778件(1日367件) H28年度 122,575件(1日336件)
日本の子どもの貧困率	2010年 OECD加盟国34か国中 10位
就学援助(小中学生)	H27年度 約149万人(6.5人にひとり)が受給
ひきこもり状態にある若者(15歳以上39歳以下)	H22年推計値 69.3万人(56人にひとり)がひきこもり 率ひきこもり46.0万人 出典:内閣府資料

3

宮城県の子どもたちの現状 文部科学省 平成28年度「児童虐待の発生状況等に関する調査」(速報値)について より

項目	発生数	1000人当たりの発生件数		全国順位
		宮城県	全国平均	
暴力行為	1,226件	5.0%	4.4%	12位
いじめ	19,288件	77.9%	16.5%	3位
不登校(小・中)	3,199人	17.6%	12.6%	1位
不登校(高校)	1,315人	21.3%	14.9%	4位
高校中途退学	1,106人	1.7%	1.4%	4位 (同位3県)

チャイルドラインみやぎ 電話状況
2016年10月～2017年9月
宮城発信件数3,023件の内訳

宮城県の子どもたちの平均通話時間 約8分
性別 男子27% 女子22% 不明41%
年齢 小学校低学年2% 高学年9% 中学生46%
中学～18才まで43%

かけた動機
①話を聞いてほしい 74%
②答えがほしい 13%
③だれかとながってほしい 6%
④チャイルドラインについて 3%

虐待相談件数 (H28年度) 宮城県

合計	心理的	身体的	ネグレクト	性的
1,555	840	424	282	9

- 東日本大震災が追い打ちをかけている子どもの状況
- 当時の高校生が親世代になっている
- たくさん死を経験した子どもたち 生死に関する二つの思い
「亡くなった人の分までがんばる」「ひとはどうせ死ぬ。好きなことをして生きていく。」

4

社会的養護とは

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育てる」を理念として行われています。(厚生労働省HPより)

5

児童養護施設入所の子どもの現状

- 児童養護施設に入所している子どもの約6割が虐待を受けている。
(厚生労働省HP「社会的養護の推進」より 平成29年12月より)
- 児童養護施設に入所している子どもの84%は入所時に親がいたにもかかわらず入所となった。
(平成29年2月1日児童養護施設入所児童等調査結果)
- 児童養護施設に入所している子どもの55%は退所まで施設で暮らす。
(平成29年2月1日児童養護施設入所児童等調査結果)
- 児童養護施設に入所している子どもの約3割が障害を持っている。
(速報値では8.4%)

6

仙台市児童養護施設等入所児童就業支援・アフターケア事業

一般社団法人パーソナルサポートセンター・特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎが共同体を構成し、仙台市より受託。2016年7月より事業に着手。

1 事業の目的
児童養護施設等入所児童が将来経済的に自立して生活が豊かよう、就職支援、退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を行う。

2 事業内容
(1) 支援対象者 仙台市が所管する児童養護施設で養護を受けている児童及び既に退所した者。本市による里親委託児童及び里親の養育から自立した者も含む。年齢は概ね中学生から退所後25歳くらいまでの者。
(2) 概要 (H26年7月～H27年3月)
■施設入所児童等に対する就業支援
①ソーシャルスキルトレーニング4施設で48回実施227名参加
②就労支援(職場見学・体験)7事業所で27回46名実施
■施設を退所した児童等に対するアフターケア12例ほど
仕事継続、改姓手続き、就労成立、不登校一卒業、ひきこもり解消、運転免許取得、就労支援中、住居支援中、3人など

7

宮城県社会的養護自立支援事業

一般社団法人パーソナルサポートセンター・特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎが共同体を構成し、宮城県より受託。2017年12月より事業に着手。

現状 退所後の生活保護受給率が高い、退所後3年で措置解除された者の約3割が連絡先不明となるなど、自立が困難な生活に陥りやすい。

目的 措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、支援計画作成や生活相談及び就労相談など、個々の状況に応じて必要な支援を実施することにより、自立に結びつけることを目的とする。

対象者 ・県が所管する児童養護施設(旭が丘学園)、児童自立生活援助事業所(絆のまきば、愛子2、少年の家「ロージーハウス」)児童自立支援施設(宮城県さくらび学園)に入所している者及び退所した者
・県が小規模住居型児童養育事業者又は里親に委託した児童及び委託を解除された者

事業内容 退所を控えた者に対する支援及び退所後の支援
就労相談支援 雇用先となる職場の開拓 就職前のアドバイス 就労後のフォローアップ
「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金事業」のフォローアップ

8

子どもが抱える問題 入所中

- コミュニケーション能力に欠ける子が多い
- 発達障害があって虐待されたのか、虐待されているうちに発達性トラウマ障害となったのか
- 自信がない子が多い
- 自分の考えを言えない子が多い
- 基本的な生活習慣ができていない場合がある
- 友達関係を維持するのが難しい(バイト優先、スマホや携帯が禁止または制限がある)
- 就職に関する情報が少ない(バイト先、ボランティア先など)情報が無い
- 自立のためのお金をためなくてはいけない

子どもが抱える問題 退所に当たって

- 施設では規則正しい生活をしているが、ひとり暮らしになると自持できない、金銭管理が難しい
- コツコン働くより手軽にお金が手に入る仕事に魅力を感じてしまう
- 進学はあきらめる
奨学金は学費を出してくれない、奨学金をもらえるほどの成績に達していない、奨学金は貸付 学校をやめると返還しなくてはならない
- 自立のための貸付金
一定期間の就労があれば返還は不要だが... 部屋を借りるのにお金が必要 最初の給料をもうらまうので生活資金が不足

9

子どもが抱える問題 退所に当たって

- 保証人の問題
実親が保証人を拒む 保証人協会を使っても保証人を求められる 部屋を借りられない 居所が定まらなと仕事が出来ない
- 親との関係(親権)
18才までにためたお金を親に取られる
働き始めると親が来て金をせびる
- 仕事と住居
寮付きの仕事、作業所とグループホームなど、住居と仕事がセットになっている場合、就職のときは良いが、就職すると住居も失ってしまう
- 困った時に相談する先
実家は頼れない 施設の先生にはいことしか報告できない
里親との関係もさまざま 家の環境と実親の家の環境が違い過ぎるので戸惑うことも
「ずっと一緒に居られないのだったら『親』という言葉は使わない！」

10

- 社会的養護の元にある子どもたちは「かわいそう」なのではない
- 子どもたちが力を発揮できない社会 子どもを力を生かささないのは「もったいない」
- どんな子どもも将来に希望が持てる社会づくり、真の社会的養護を実現するためには、まず関心を持つこと、現実を知ること 子どもの世界を知ること
⇒子どもの話を聴く
- 国の施策は、大規模施設を解体し小規模施設への移行、里親委託の推進
・・・かけ声だけでは進まない
⇒児童相談所・施設職員増員、スキルアップ、待遇改善、里親研修や気軽な相談体制
福祉的な支援だけでなく、企業の支援、法的支援など、多様な支援メニューをつくること

緊急課題: 住居支援、保証人の確保、職場見学先・職場体験先の開拓、就労先の開拓

11

社会的養護というにはほど遠い現実
生まれた家庭の状況で子どもの人生が違っていくのか!?
「この家に生まれた不幸」で済むのか!?
誰かに巡り合うことで人生が変わるとしたら、大人として、国としてやることは?



子どもの権利は守られていますか?

12